

# 議会の機能強化及び議員のなり手確保 に関する重点要望

平成30年7月

全国町村議会議長会

## 1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

### 【要望趣旨】

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけでなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や、住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっている。

また、地方分権時代において、議会に期待されている政策形成、監視機能等を十分に発揮するためには、今まで以上に積極的に議員活動を展開する必要がある。

しかしながら、現在、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確化されていないことから、議員活動に対する期待や評価において、議員と住民の意識が乖離し、議員活動を遂行する上でさまざまな支障が生じている。

については、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として地方自治法上明確化し、議員の活動基盤の整備を図るべきである。

## 2 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

## 【要望趣旨】

町村においては、議会の議決を要する工事・製造の請負について政令で5千万円以上、財産の取得・処分については、5千㎡以上かつ700万円以上と定められているが、この基準が自治体の予算や人口の規模、その地域の地価の動向とは無関係に一律に規定されているため、議決の対象外となる案件もあり、議会のチェック機能が果たせない状況となっている。入札や契約の公正・透明性を確保し、予算執行の適正化を図るため、政令による基準を廃止し、条例により地域の実情に適した基準を規定できるようにすべきである。

### 3 多様な人材を確保するための環境整備

#### (1) 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

#### (2) 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

#### (3) 手当制度の拡充

期末手当のほか、例えば子育て世代への手当として、育児手当等の支給を可能とすること。

#### (4) 学校教育における地方議会の啓発

議会への関心を高めるため、主権者教育の一環として学校教育におけるさらなる地方議会の啓発を行うこと。

#### (5) 保育スペースやバリアフリー化等の整備

議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

## 【要望趣旨】

我が国の地方自治制度の基本は議会制民主主義であり、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、より幅広い層の住民が議員として参画することが求められている。

しかしながら、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした状況のなか、長と議会とが相互に牽制し均衡を保持する二元代表制を維持するためには、議員のなり手不足を解消することが喫緊の課題であり、現在、地方自治法等で規制されている議員の兼業禁止の緩和や休暇、休職、復職制度の整備、育児手当等の諸手当の導入、学校教育における地方議会の啓発、議会内における保育スペースの設置、議会関係施設のバリアフリー化など幅広い層から多様な人材を確保するための環境整備を図るべきである。

### 4 選挙公営の拡大

多様な人材の議会参加を促すため、供託金のあり方を含めた中で、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

## 【要望趣旨】

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが選挙公営の対象になっているが、町村議会議員選挙は、供託金制度がないことや一般的に選挙運動区域が狭く選挙運動期間も短い等の理由で選挙公営の対象となっていない。

しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様であること、また、近年の議員のなり手不足問題や町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターを選挙公営の対象とすべきである。

また、市議会議員選挙と同様に選挙運動用のビラの頒布についても制度化し選挙公営の対象とすべきである。

## 5 被選挙権年齢の引き下げ

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げること。

### 【要望趣旨】

選挙権年齢は「満18歳以上」に引き下げられ、成年年齢も「20歳」から「18歳」に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に成立し、平成34年4月1日から施行されることとなっている。

一方、被選挙権年齢は、衆議院議員、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員は「満25歳以上」、参議院議員、都道府県知事は「満30歳以上」となっている。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、被選挙権年齢を引き下げるべきである。

## 6 補欠選挙の改正

市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。

### 【要望趣旨】

補欠選挙については、公職選挙法第113条の規定により市町村議会議員においては、欠員が議員定数の6分の1を超えた場合に行うこととなっているが、欠員が議員定数の6分の1を超えない場合においても「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）に行うこととなっている。

この場合、早急に欠員補充を行う観点から、首長選挙のみではなく衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも補欠選挙を行うことができるようにするべきである。

## 7 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

### 【要望趣旨】

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶと

もに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成27年4月に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員を民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備について早急に実現を図るべきである。